

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	6 6 7 5 - 1 3 7 - 7 0 3 5 - 5	仕 様 書 番 号
トータルステーション 1 0 秒	G E - B 6 6 0 5 5 0 Q	
	作 成	平成 3 年 9 月 6 日
	変 更	令和 7 年 4 月 1 1 日
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のトータルステーションについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造業者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S C 0 9 2 0

電気機械器具の外郭による保護等級（I Pコード）

N D S Z 8 0 1 1

角形銘板

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

一般的事項は、次による。

a) 国土地理院認定の2級A型トータルステーションとする。

b) 日本測量機器工業会の認定を受けた製品とする。

c) この仕様書に規定していない事項は、製造業者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

3.3 構成

構成は、調達品目表による。

3.4 外観・塗装

3.4.1 外観

外観上の割れ、きず、まくれその他の欠陥があつてはならない。

3.4.2 塗装

塗装は、製造業者が規定する仕様及び社内規格による。また、外部の塗装及びめっきにむらがあつてはならない。

3.5 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の2.3によるほか、次による。細部は、承認図面による。

- a) 本体の機能及び性能に影響を及ぼさない位置に、NDS Z 8011に示す1種銘板を取り付ける。物品管理区分標識は、GLT-CG-Z000001の図2のc)とする。
- b) 収納箱の蓋の内面に、NDS Z 8011に示す4種銘板を取り付ける。
- c) 収納箱の蓋の上面に、GLT-CG-Z000001の図2のc)に示す物品管理区分標識及び名称を表示する。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 承認用図面等

契約の相手方は、GLT-CG-Z000001の箇条6によって、3.5、6.2及び主要諸元（カタログでも可）についての承認用図面各3部のほか、承認願書1部を契約担当官等に提出し、承認を受ける。

6.2 附属品

附属品は、調達品目表による。細部は、承認図面による。

6.3 納入書類

6.3.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品1台ごとに表1の書類を添付する。

表1－添付書類

番号	名称	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書	1	紙	日本語版とし、細部は、 G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a)及び7.3 a)による。
2	部品表（第1種）	1	紙	
3	品質保証書	1	紙	製造業者が規定する仕様及び社内規格による。

6.3.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊補給統制本部施設部に表2の書類を提出する。ただし、過去に納入実績があり、前回納入時と変更がない場合は、省略してもよい。

表2－提出書類

番号	名称	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書	1	紙	日本語版とし、細部は、 G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a)及び7.3 a)による。
2	部品表（第1種）	1	紙	
3	品質保証書	1	紙	製造業者が規定する仕様及び社内規格による。

6.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、**G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1**の8.3による。

調達品目表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 7年 4月 11日
仕様書番号	GE-B660550Q		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
トータルステーション	(株) トプコン GM-105F (株) ニコン・トリンブル Nivo-F5Lplus 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 構成

構成は、次による。

番号	品名	数量
1	本体（収納箱含む。）	一式
2	三脚（本体用及び1素子プリズム用）	一式

3 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 本体は、次による。

- 1) 防じん・防水性能は、JIS C 0920の保護等級IP66以上とする。
- 2) 測距・測角を一体とした製品とする。
- 3) 測距・測角は、液晶表示素子（LCD）でデジタル表示される製品とする。
- 4) 演算機能として座標の換算機能，データ記憶装置，2点間の距離計算機能などを備えた製品とする。
- 5) 望遠鏡は、次による。
 - 5.1) 望遠レンズは、正立とする。
 - 5.2) 倍率は、30倍以上とする。
 - 5.3) 対物レンズ有効径は、40 mm以上とする。
 - 5.4) 分解力は、3秒以下とする。
 - 5.5) 視界は、1度20分以上とする。
 - 5.6) 最短合焦距離は、1.5 m以下とする。
 - 5.7) 一体型測距測角同軸方式，全周回転機構付きとする。
- 6) 測距部は、次による。
 - 6.1) 測距方式は、光波式とする。
 - 6.2) 測距範囲は、プリズムモードとノンプリズムモードの両モードを備え，ノンプリズムで350 m以上，1素子プリズムで5000 m以上とする。

なお，プリズムモードで使用するレーザー光は，不可視光レーザーとし，暗視装置等を

調達品目表（続き）

使用した場合も不可視とする。

- 6.3) 精度は、 $\pm 5 \text{ mm} + 5 \text{ ppm}$ 以下とする。
- 6.4) 表示は、最大斜距離 5 0 0 0 m以上、最小斜距離 1 mm以上とする。
- 6.5) 測距時間は、5秒以内とする。
- 6.6) 自動光量調整機能付きとする。
- 6.7) 赤レーザーダイオードとする。
- 7) 測角部は、次による。
 - 7.1) 測角部には、電子式セオドライトが組み込まれた、一軸又は二軸の製品とする。
 - 7.2) 最小表示（水平・鉛直角）は、1秒／5秒選択又は、5秒／10秒選択を可能とする。
 - 7.3) 精度は、5秒以内とする。
 - 7.4) 高度規正は、自動とする。
 - 7.5) 方式は、インクリメンタルロータリーエンコーダ式又は、アブソリュートロータリーエンコーダ式とする。
- 8) 円形気泡管の感度は、10分／2 mm以下とする。
- 9) 整準台シフト装置付は、次による。
 - 9.1) 基盤は、シフティングとし、 $\pm 8 \text{ mm}$ 以上とする。
 - 9.2) 求心望遠鏡は、倍率3倍とし、合焦範囲は、0.5 m $\sim\infty$ とする。
 - 9.3) シフト機構、整準ねじ付きとする。
- 10) 内部照明は、十字線及びデジタル表示部とする。
- 11) 電源のバッテリーは、着脱式とし、使用可能時間は、6 h以上とする。
- 12) たく架の横軸は、支持回転機構付きとし、縦軸は、複軸及び単軸機構とする。
- 13) 寸法は、長さ190 mm×幅208 mm×高さ401 mmを超えてはならないほか、質量は、6 kg以下とする。
- 14) 収納箱は、製造業者が規定する仕様及び社内規格による。
- b) 三脚は、次による。
 - 1) 寸法は、最大長1500 mm以上、最小長1100 mm以下とする。
 - 2) 質量は、7 kg以下とする。

4 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

番号	品名	数量	注記
1	プリズム	1	1 素子プリズムセット
2	1 素子ホルダ	1	
3	ターゲット 1 素子ホルダ用	1	
4	求心アダプタ 平盤気泡管付き	1	
5	整準台	1	
6	プリズムポール 200 cm	1	
7	ポールスタンド 三脚	1	

調達品目表（続き）

番号	品名	数量	注記
8	プリズムケース	1	1 素子プリズムセット
9	収納箱	1	
1 0	ミニプリズム	1	ミニプリズムセット
1 1	ミニポール	1	
1 2	同軸ターゲット	1	
1 3	ミニプリズム用アダプタ	1	
1 4	三脚 ピンポール	1	
1 5	棒コンパス	1	取付具を，必要に応じて附属する。
1 6	ダイアゴナルピース	1	—
1 7	垂球	2	—
1 8	レンズキャップ	1	—
1 9	フード レンズ用	1	—
2 0	接眼フィルタ	1	サンフィルタ（レチクルを，必要に応じて附属する。）
2 1	カバー トータルステーション用	1	ビニール製
2 2	バッテリー	2	—
2 3	充電器	1	AC 1 0 0 V用 5 0 / 6 0 H z 共用
2 4	接続用ケーブル カーバッテリー用	1	DC 2 4 Vの自動車用バッテリーを電源とし，番号2 3の充電器に接続して番号2 2のバッテリーの充電に使用する。
2 5	手入れ用具	一式	製造業者が規定する仕様及び社内規格による。
2 6	標準工具	一式	製造業者が規定する仕様及び社内規格による。
2 7	附属品明細表	1	—